

第3回セミナーご報告 2019年11月28日

「学んで活かそう 国連女性差別撤廃条約と選択議定書 OPCEDAW ってなあに？」

講師 矢澤澄子さん

(元東京大学教授、CEDAW 実現アクション世話人、国際女性の地位協会総括理事)

参加者 30名



まずはじめに、女性の差別撤廃条約が生まれた経過を 1945 年の国連憲章、1946 年の日本国憲法をスタートとし、年代を追って世界と日本の流れを図で示しながらわかりやすくお話していただきました。今年で差別撤廃条約ができて 40 年。女性の憲法ともいえるものだと言います。女性差別撤廃条約がどんな理念からできていて、おもな 16 条の内容についてもお話してくださいました。

そして、条約は作られただけではだめで、リビングインスツルメント(生きて働く道具)使っていくもの、権利の上に眠るなという先輩たちの言葉を紹介。そして選択議定書が採択されて 20 年。それは、条約の実効性を強化するものであり、批准することの必要性が話されました。すでに批准した国では個人通報制度により救済された方の話、国の司法を動かした話など、例を挙げわかりやすく説明されました。

この日、かつて条約委員だった赤松良子さんが見えていてお話を伺いました。

批准せよとの運動は何年も続いているのだが、一向に国は動かない。法の整備は特に必要でなく 閣議決定後、国会の承認があれば批准できるもの。なぜ政府が批准しないのか、理由もなく政府は研究中と 20 年も過ぎてしまっていると、運動している方から発言がありました。今の政府の人権にかかわる問題に後ろ向きな姿勢が感じられると感想が出されました。

最後に、選択議定書の批准をみんなの力で前進させようとセミナーを締めくくりました。

(文責 政策方針参画委員会 栗原和子)